

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

内閣

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔官序事項〕

○農林水産省告示第一号
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。
令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理
農林水産大臣 上野賢一郎
鈴木憲和

次の一表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）で、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は年二分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とする。

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

三 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

東北地方整備局公示（東北地方整備局）	日本産業規格（経済産業省）
九州地方整備局公示（九州地方整備局）	日本産業規格（経済産業省）
産業	日本産業規格（経済産業省）
国家試験	日本産業規格（経済産業省）
職試験公告（衆議院法制局）	日本産業規格（経済産業省）

令和八年度衆議院法制局職員採用総合
国土調査の成果の認証の公告
(国土交通省)

日本に帰化を許可する件
(法務省告示配四)

〔公 告〕

諸事項

官 庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係

〔その他告示〕

○特定国外派遣組織を指定する件

（総務一二）

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（農林水産五一）

○道路に関する件（東北地方整備局五）

裁判所
金融商品取引業者営業保証金取戻し、適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分関係
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係

会社その他

償還期限	利 率
五年以下	年一分五厘五毛
五年を超えて七年以下	年一分六厘五毛
七年を超えて八年以下	年一分七厘五毛
八年を超えて九年以下	年一分八厘五毛
九年を超えて十一年以下	年一分九厘五毛

償還期限	利 率
六年以下	年一分三厘五毛
六年を超えて七年以下	年一分四厘五毛
七年を超えて八年以下	年一分五厘五毛
八年を超えて九年以下	年一分六厘五毛
九年を超えて十一年以下	年一分七厘五毛

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金(同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。)のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

三 法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に

○財務省告示第一号
農林水産省

2 1 この告示は、公布の日から施行する。

以下	十二年を超え十三年	十三年を超え十五年	十五年を超えて十六年	十六年を超えて十八年	十八年を超えて三十五年	年以下
年二分五厘	年二分一厘五毛	年二分三厘五毛	年二分四厘五毛	年二分五厘	年二分五厘	年二分五毛

(新設)	以下	十四年を超え十六年 以下	十三年を超え十四年 以下	十一年を超え十三年 以下
(新設)	年二分二厘	年二分一厘五毛	年一分九厘五毛	年一分八厘五毛

附
則

この告示は、公布の日から
この告示の施行前に成立し
ては、なお従前の例による。

2 1 この告示は、公布の日から施行する。
この告示の施行前に成立している農業

○農林水産省告示第二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理

國務大臣 上野賢一郎
農林水産大臣 鈴木憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○農林水産省告示第三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

財務大臣臨時代理

農林水産大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木憲和

農林水産大臣 鈴木憲和

○農林水産省告示第五十号
漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

改 正 前

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・七五パーセントを超える場合は、年三・七五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入の条件として定められた利率（その利率が年三・四五パーセントを超える場合は、年三・四五パーセント）により計算した金額のものとする。
この告示は、公布の日から施行する。	この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四十九号
農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年一月二十日

農林水産大臣 鈴木憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分五厘以内となる資金にあつては、年三分七厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であつて、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分二厘以内となる資金にあつては、年三分四厘五毛とする。

附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第一条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

五 令第二条の表の第 三号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘 とする。ただし、都道府県が利子助成を行う 資金であつて、利率から利子助成金に相当す る率を控除した率が年二分五厘以内となる資 金にあつては、年三分七厘五毛とする。	年二分五厘	二 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘 とする。ただし、都道府県が利子助成を行う 資金であつて、利率から利子助成金に相当す る率を控除した率が年二分二厘以内となる資 金にあつては、年三分四厘五毛とする。	年二分二厘	二 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分五厘	三 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分二厘
五 令第二条の表の第 三号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘 とする。ただし、都道府県が利子助成を行う 資金であつて、利率から利子助成金に相当す る率を控除した率が年二分五厘以内となる資 金にあつては、年三分四厘五毛とする。	年二分五厘	二 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分二厘	二 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分五厘	三 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分二厘
五 令第二条の表の第 三号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘 とする。ただし、都道府県が利子助成を行う 資金であつて、利率から利子助成金に相当す る率を控除した率が年二分五厘以内となる資 金にあつては、年三分四厘五毛とする。	年二分五厘	二 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分二厘	二 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分五厘	三 令第二条の表の第 二号に掲げる資金 (次号に掲げる資金 を除く。)	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号 の農林水産大臣が定める利率は、年二分二厘 とする。うち漁業協同組合等に貸し付けられるも のの	年二分二厘

六 令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分五厘
七 令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分五厘
八 令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分五厘
九 令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分五厘
十 令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分五厘
十一 令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
十二 令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分二厘
○農林水産省告示第五十一号	年二分二厘
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。	年二分五厘
令和八年一月二十日	年二分二厘
この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	年二分五厘

附 則
この告示は、公布の日から施行する。
この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金について、なお従前の例による。
この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。
○農林水産省告示第五十一号
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十一年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。
令和八年一月二十日
この表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

そ の 他 告 示

○総務省告示第十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十日

名

二 国外派遣期間 令和八年一月二十一日から令和八年二月七日まで

一 派遣人数（概数）九十人程度

三 派遣地域 アメリカ合衆国ハワイ州

○農林水産省告示第五十二号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和八年一月二十日

○東北地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係箇所は、令和八年一月二十日から一週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十日 令和八年一月二十日

品

種

平均売買価格（消費税額分を含む。）

一頭につき、七一五、五〇〇円

一頭につき、六五二、九〇〇円

一頭につき、二一八、〇〇〇円

一頭につき、四四八、五〇〇円

農林水産大臣 鈴木 憲和

品

黒毛和種

褐毛和種

乳用種の品種

肉専用種と乳用種の交雑の品種

内用種と乳用種の交雑の品種

島崎 早織 島崎 航 岡村 祐衣

大竹 文香 加納 紅実 増崎 浩司

佑樹 松浦 絵美 中山さほ子

松野 豊 彦田 まり恵 中澤 崇晶

松浦 茂樹 田中 津田 葉月

足立 賢明 田中 慶太

内藤 秀介 細包 寛敏

松野 茂樹 田中 津田 葉月

井垣 洋美 田中 慶太

大野万紀子 岡田 真生

吉見 珠美 岸田 朋美

伊原 純一 下山 雄司

正裕 平井 美衣瑠

三上 葛西 正成

内閣府大臣補佐官に任命する 小野田内閣府特命担当大臣を補佐させる

式部官長に任命する 伊原 純一

願に依り本官を免ずる 清水 俊貴 井垣 洋美

藤田まり絵 井登 美奈

藤崎 彩菜 山部 佑輝

藤崎 彩菜 上甲有香里 大塚 吉見

藤崎 彩菜 大塚 吉見

藤崎 彩菜 香里 真史

藤崎 彩菜 摂利 悠介

藤崎 彩菜 木内 悠介

藤崎 彩菜 熊谷簡易裁判所判事 同

裁判所判事 同

裁判所判事 同

附 則
この告示は、公布の日から施行する。
この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分五厘とする。

(静岡地方裁判所判事補・伊那簡易裁判所判事) 同	(長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補・浜松簡易裁判所判事) 同
(新潟地方裁判所判事補兼新潟家庭裁判所判事補・新潟簡易裁判所判事) 同	(京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補・岸和田簡易裁判所判事) 同
(京都地方裁判所判事補兼京都家庭裁判所判事補・宮津簡易裁判所判事) 同	(京都地方裁判所判事補兼京都地方裁判所判事補・京都簡易裁判所判事) 同
(神戸家庭裁判所判事補兼神戸地方裁判所判事補・神戸簡易裁判所判事) 同	(神戸家庭裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・葛城簡易裁判所判事) 同
(奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補・五條簡易裁判所判事) 同	(奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補・吉野簡易裁判所判事) 同
(大津地方裁判所判事補兼大津家庭裁判所判事補・大津簡易裁判所判事) 同	(津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補・福井簡易裁判所判事) 同
(岡山家庭裁判所判事補兼岡山地方裁判所判事補・津山簡易裁判所判事) 同	(福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補・小倉簡易裁判所判事) 同

池田 寒里 木村 洋一 石黒 瑠璃 小野 あや
菅原 光祥 工藤 優希 武藤沙恵子 横井 千穂 松井 馨太朗 澤口 舜 坂本 桃 増山 香織 道垣内正大 丸谷 昂資 土田 美弥

(奈良地方裁判所判事補兼奈良家庭裁判所判事補) 同	(岐阜地方裁判所判事補兼岐阜家庭裁判所判事補) 同	(津地方裁判所判事補兼津家庭裁判所判事補) 同	(福井地方裁判所判事補兼福井家庭裁判所判事補) 同	(富山地方裁判所判事補兼富山家庭裁判所判事補) 同	(岡山地方裁判所判事補兼岡山家庭裁判所判事補) 同	(広島地方裁判所判事補兼広島家庭裁判所判事補) 同	(福岡地方裁判所判事補兼福岡家庭裁判所判事補) 同	(熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補) 同	(仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補) 同	(福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補) 同	(盛岡地方裁判所判事補兼盛岡家庭裁判所判事補) 同	(札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補) 同	(徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事補) 同	(高松地方裁判所判事補兼高松家庭裁判所判事補) 同	(春貴)	白浜 菜央
石丸 貴大	境 歩美	荒田 航希	後藤 寛樹	田中 宏明	安藤 大祐	中村 憧子	小林 昂平	相島 圭介	野原 要	森谷 ののか	杉浦 一輝	工藤 光大	田中 関和	大祐 寛史	高木 境	白浜 菜央
中村 憧子	大祐 寛史	安藤 大祐	后藤 寛樹	田中 宏明	相島 圭介	野原 要	小林 昂平	工藤 光大	杉浦 一輝	森谷 ののか	田中 関和	高木 境	中村 憧子	石丸 貴大	境 步美	荒田 航希
高木 境	中村 憧子	安藤 大祐	后藤 寛樹	田中 宏明	相島 圭介	野原 要	小林 昂平	工藤 光大	杉浦 一輝	森谷 ののか	田中 関和	高木 境	中村 憧子	石丸 貴大	境 步美	荒田 航希
中村 憧子	石丸 貴大	境 步美	荒田 航希	田中 宏明	相島 圭介	野原 要	小林 昂平	工藤 光大	杉浦 一輝	森谷 ののか	田中 関和	高木 境	中村 憧子	石丸 貴大	境 步美	荒田 航希

うるほひを含む大空の明るさがもう移ろひの季節と告げる

天皇陛下とふありて号外も出す明治なりける

また俺を置いていくのか明晰夢と知りつつ言へばふつと笑ひぬ

東京に日出新聞と

選 者

三枝 昂之
選 者 永田 和宏

選 者 今野 寿美

明け方のすべての音を引き連れて今し列車は鉄橋わたる

選 者 大辻 隆弘

選 者 栗木 京子

さざんくわの幹しらじらと立ちてをりきぞの夜ありし月の明かりに

選 歌（詠進者生年月日順）

大地震にたふれし明日檜の年輪を百までかぞふ製材前に

石川県 室木 正武
京都府 中川 文和

令和八年一月二十日 東北地方整備局長 西村 拓

訪ふたびに明日は行くと言ひし子の席空きしまま授業終へたり

東京都 八木 訓子
茨城県 菅野 公子

(一) 道路の種類 一般国道

夜明け前この世の息を吸ひ初めしみどり児腕に子は父となる

埼玉県 坂本 美弦
青森県 畑山 順子

(二) 路線名 四号及び百四号

スクリーンに明朝体の文字並びチョークの音のしない教室

新潟県 鈴木 好行
福島県 和田 実希

(三) 占用を制限する区域

備考

停電の長びく夜に算黙なる父が星座に明るきを知る

福島県 鈴木 好行
宮城県 坂本 美弦

(四) 制限の対象とする占用物件

青森県 三戸郡南部町大字剣吉字上平五番一二から同町大字剣吉字堤ノ上一六
番一まで

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

演劇部照明係の娘が照らす舞台のベンチをカメラに収む

新潟県 鈴木 好行
新潟県 和田 実希

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

せがまれし地雷処理車の説明にながくなるよと前置きをせり

石川県 和田 実希
富山県 笠子 由利

(六) 占用の制限の開始の期日

令和八年一月二十日

真つ青な糸紐あり文明は川より生まれ出づるをおもふ
みやうばん

新潟県 和田 実希
新潟県 笠子 由利

(七) 国面縦覧場所

東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

九州地方整備局公示

明けの再結晶の実験は君への恋を形にしてる

新潟県 和田 実希
新潟県 笠子 由利

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係方面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

五日御答電があつた。

天皇陛下から令和七年十一月二十七日フィリピン大統領閣下へ発せられた御見舞電報に対し、一月五日御答電があつた。

一日

五日御答信があつた。

官 庁 報 告

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係方面は、令和八年一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

天皇陛下から令和七年十一月四日タイ国王陛下へ発せられた御弔電に対し、一月五日御答電があつた。

五日御答電があつた。

(一) 路道の種類 一般国道
 (二) 占用を制限する区域名 十号

佐伯市直川大字上直見字大境向山一五九一番一一から同市直川大字上直見字大
 境向山一五八六番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設に付するものを除く）
 ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないとして認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するにあり、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和8年1月11日

(七) 国面総覧場所 九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

産業

日本産業規格

令和8年1月20日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和8年1月20日

経済産業大臣臨時代理
 国務大臣 小野田紀美

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

低圧電気設備—第7—710部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—医 C0364—7—710
 用場所

電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード） C60529

（認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出）

定格電圧450／750V以下の電気ケーブル試験方法 C63294

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

ぐぎ A5508

コンクリート用火山ガラス微粉末 A6209

滑り軸受—巻きブшу—第2部：外径・内径の算出に必要なデータ及び図示
 方法 B1584—2

滑り軸受—巻きブшу—第5部：外径の測定方法 B1584—5

滑り軸受—巻きブшу—第6部：内径の測定方法 B1584—6

滑り軸受—巻きブшу—第7部：薄肉ブшуの肉厚の測定方法 B1584—7

金属材料のシャルピーVノッチ衝撃試験—計装化シャルピー衝撃試験機 B7755

円筒形多層圧力容器—第2部：特定規格 B8248—2

ガスヒートポンプ冷暖房機 B8627

低圧電気設備—第7—702部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—水泳プール及び噴水 C0364—7—702

低圧電気設備—第7—708部：特殊設備又は特殊場所に関する要求事項—キャラバンパーク、キャンピングパーク及び類似の場所 C0364—7—708

電力量計（変成器付計器）—第2部：取引又は証明用 C1216—2

交流電子式電力量計—精密電力量計及び普通電力量計—第2部：取引又は証明用 C1271—2

交流電子式電力量計—超特別精密電力量計及び特別精密電力量計—第2部：取引又は証明用 C1272—2

交流電子式無効電力量計—第2部：取引又は証明用 C1273—2

最大需要電力計—第2部：取引又は証明用 C1283—2

照明器具—第2—2部：埋込み形照明器具及び埋込み形空調照明器具に関する安全性要求事項 C8105—2—2

表面化学分析—全反射蛍光X線分析法（TXRF）によるシリコンウェーハ 表面汚染元素の定量方法 K0148

表面化学分析—シリコンウェーハ表面からの金属の化学的回収方法及び全反射蛍光X線（TXRF）分析法による定量方法 K0160

プラスチックポリウレタン原料芳香族イソシアネート試験方法—第4部：トルエンジイソシアネート（TDI）の異性体比率の求め方 K1603—4

防せい（錆）油 K2246

軟質発泡材料—第9部：抗菌効果の求め方 K6400—9

プラスチック—比較可能なマルチポイントデータの取得及び提示—第3部：特性への環境影響 K7141—3

適合性評価—日本産業規格への適合性の認証一分野別認証指針（プレキャストコンクリート製品） Q1012

包装用布粘着テープ Z1524

（内容省略）

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ（<https://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

廃止された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード） C0920

定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第2部：試験方法 C3662—2

定格電圧450／750V以下のゴム絶縁ケーブル—第2部：試験方法 C3663—2

照明器具—第2—19部：空調照明器具に関する安全性要求事項 C8105—2—19

国家試験

令和8年度衆議院法制局職員採用総合職試験公告

令和8年度衆議院法制局職員採用総合職試験について次のとおり告知する。

令和8年1月20日 衆議院法制局

1 試験の名称 衆議院法制局職員採用総合職試験

2 職務内容等 衆議院法制局は、立法活動を中心として議員の活動を法制面から補佐するために置かれている機関で、議員発議の法律案・修正案及び委員会提出の法律案の立案の補佐、委員会の命による法制に関する予備的調査、議員等からの依頼による法制に関する調査等を行う。

議会において広範な国民の声を代表する国会議員が行う新たな立法政策の提案等を的確に補佐するには、既存の固定観念にとらわれない柔軟性と構想力が要求される。したがって、職員には、法制的な知識は当然に必要だが、それにとどまらず、深い知的好奇心に裏打ちされた広くバランスのとれた知識、教養が求められる。また、依頼者との正確かつ緊密な意思疎通が不可欠であり、十分なコミュニケーション能力をもった人材であることも求められる。

3 採用及び待遇

- (1) 採用予定人員 若干名
- (2) 採用予定年月日 令和9年4月1日
- (3) 待遇 初任給は行政職給料表(一)2級1号給で、国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）に合格し、採用された政府職員と同待遇。

大学卒業後、法科大学院等の大学院修了者については学歴加算、社会人としての勤務経験を積んだ者については経験年数等に応じた職歴加算の制度がある。

4 受験資格

(1) 受験資格

- ① 平成8年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者
- ② 平成17年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの
 - a 大学を卒業した者及び令和9年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - b 衆議院法制局長がaに掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国会職員法第2条の規定により国会職員となることができない者

5 試験内容

(1) 第1次試験

- ① 試験日 令和8年3月8日（日）
- ② 試験地 東京都及び京都市

(3) 試験内容

- a 基礎能力試験（文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能並びに社会、人文及び自然に関する一般知識）（多肢選択式）
- b 専門試験（憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学）（多肢選択式）
- ④ 合格者発表 令和8年3月13日（金）

(2) 第2次試験（第1次試験合格者に対して行う。）

- ① 試験日 令和8年3月20日（金・祝）
- ② 試験地 東京都

(3) 試験内容

- a 論文試験 憲法（1題）、行政法（1題）、民法（1題）
- b 面接試験 なお、面接試験の参考とするため、性格検査を実施する。
- ④ 合格者発表 令和8年3月30日（月）その際、合格者には、第3次試験の試験日を個別に指定する。

(3) 第3次試験（第2次試験合格者に対して行う。）

- ① 試験日 指定する日
- ② 試験地 東京都

③ 試験内容

- a 口述試験 憲法を中心とする法律問題
- b 面接試験
- ④ 最終合格者発表 令和8年4月中に各人に合否を通知する。

6 受験手続

(1) 第1次試験

(1) 申込方法

受験申込は原則インターネットによる。衆議院法制局ホームページからインターネット応募サイトにアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力し、送信すること。

詳細については、衆議院法制局ホームページに掲載する。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、申込受付期間内に申し出ること。

(2) 受付期間

令和8年1月23日（金）から2月24日（火）まで

※ 受付期間中に申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

(2) 第2次試験

第2次試験の受験の際には、事前に面接カードを提出すること。面接カードの提出方法については、第1次試験合格者発表時に合格者に知らせる。

(3) 第3次試験

第3次試験の受験の際に、大学を卒業した者又は卒業する見込みの者は大学の卒業証明書又は卒業見込証明書及び成績証明書（大学院を修了した者又は大学院生の場合は、大学院の修了証明書又は修了見込証明書及び成績証明書も併せて）、その他の者は大学の成績証明書の内容に相当するものを提出すること。いずれも、試験当日に持参すること。

(4) その他

- ① 試験の詳細については、衆議院法制局ホームページを参照すること。
- ② 受験に際し、病気、負傷や障害等により何らかの措置を必要とする場合は、受験申込時にその旨を申し出ること。

7 問合せ先

衆議院法制局法制企画調整部総務課（衆議院第二別館9階）〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 Tel 03-3581-1570

E-mail sk0008@shugiink.go.jp

※添付ファイルは受け取れないで注意すること。

法務省告示配第四号

左記の者の申請に係る日本国籍帰化の件は、これを許可する。

令和8年1月11日 法務大臣 平口 洋
住所 三重県四日市市

曾静 昭和47年11月21日生
住所 東京都町田市

金樹珍 昭和48年10月17日生
住所 静岡県駿東郡清水町

エドガー・ケンジ・タナカ 昭和54年1月5日生
住所 愛知県江南市

グスタヴォ・ケン・タナカ 平成18年6月2日生
ダニエレ・ユカリ・タナカ 平成21年10月12日生

カイオ・レン・タナカ 平成24年10月13日生
住所 愛知県江南市

チュ・ミン・タイ 昭和59年3月2日生
チュ・フ・ミン 平成27年2月16日生

住所 愛知県江南市
チュ・リ・アン 令和3年3月16日生
住所 群馬県邑楽郡明和町

ハラグチ・スヴェトラーナ・アレクサンドロヴァ
ナ 昭和47年10月29日生
住所 兵庫県三田市

ダン・スアン・ミン 昭和56年8月23日生
リオン・ティ・ゴック・ハー 昭和59年11月16日生

ダン・バオ・ゴック 平成28年3月18日生
住所 川崎市川崎区

チャン・トゥアン・アン 平成6年8月15日生
住所 静岡市清水区

グエン・ティ・キュウ・ティエン 昭和61年1月10日生
住所 横浜市戸塚区

カオ・ホアン・ティエン・フォン 昭和60年6月14日生
住所 東京都品川区

グエン・ティー・ホアン・マイ 平成3年3月24日生
住所 東京都港区

チャン・ティ・クイン・ヌー 平成3年6月29日生
住所 川崎市高津区

ソリアニク・バベル・セルゲイエビッヂ 昭和59年10月22日生
ブルミストロワ・ピクトリア・ウラジミロブナ
昭和62年7月24日生

住所 大阪府豊中市
ハカン・テキン 平成5年7月31日生

住所 栃木市
グエン・ティ・ホア 平成8年9月8日生
住所 東京都品川区
張徳任 平成11年12月28日生
住所 東京都品川区
司徒杏怡 平成7年2月24日生
住所 横浜市戸塚区
ボ・ティ・フォン・トゥイ 平成2年12月25日生
住所 茨城県つくば市
黄曉華 昭和44年11月4日生
住所 神奈川県小田原市
モワヘディ・アマディ・メディ 昭和44年8月23日生
住所 大阪市中央区
薛斯予 平成21年3月24日生
住所 大阪市中央区
陳就実 平成15年7月19日生
住所 大阪市西区
王華雲 昭和52年2月2日生
葉禹彤 平成18年7月30日生
葉禹辰 平成23年4月5日生
住所 東京都八王子市
白陽一 平成7年8月30日生
住所 東京都渋谷区
河葵衣 平成9年7月17日生
住所 神奈川県秦野市
アリニー・オオタ 昭和61年7月21日生
住所 横浜市磯子区
黄忠弘 平成18年2月28日生
住所 神奈川県鎌倉市
張哲 昭和52年2月13日生
住所 川崎市多摩区
チヨー・テツ・アウン 平成5年4月5日生
住所 川崎市中原区
ジェイ・カルロ・パバラン・トレントイノ 昭和47年8月2日生
住所 川崎市高津区
洪基杓 昭和13年8月12日生
朴信子 昭和20年1月6日生
住所 川崎市宮前区
洪炫一 昭和41年7月16日生
住所 千葉県流山市
陳翠美 昭和62年7月10日生
住所 千葉県流山市
ウッダブ・ウブレティ 平成元年8月24日生

住所 東京都中野区
鄭由香 昭和47年8月25日生
住所 東京都新宿区
劉鳴 平成5年3月13日生
住所 東京都東久留米市
阿英嘎 昭和60年9月24日生
住所 千葉県松戸市
楊寧 昭和56年7月31日生
楊斯喬 平成23年5月23日生
楊皓翔 平成28年6月28日生
住所 仙台市青葉区
張慧慧 昭和58年5月9日生
住所 東京都荒川区
趙智賢 昭和63年2月3日生
全瑠 平成6年10月18日生
住所 東京都江東区
袁子燁 平成7年12月8日生
住所 愛知県常滑市
アイパン・ラシエル・バガ・ネッパー 平成8年12月4日生
住所 愛知県一宮市
エリカ・ナガタ 昭和50年1月30日生
住所 千葉県市川市
ハイゼル・ジョイス・ヒボリト 平成11年5月23日生
住所 大阪府茨木市
崔真玉 昭和43年4月21日生
住所 大阪市淀川区
キラン・アンドリュー・ウッド 平成2年7月31日生
住所 東京都八王子市
河環達 昭和36年7月22日生
住所 東京都杉並区
李宗鎬 昭和50年12月15日生
李有怡 平成27年4月10日生
李健真 平成29年11月22日生
住所 東京都北区
瀬婧竹 平成5年8月31日生
住所 名古屋市千種区
趙顯寬 平成6年4月13日生
趙顯能 平成11年8月12日生
住所 東京都文京区
張丹 昭和61年9月5日生
朱澈 平成28年7月23日生
住所 名古屋市港区
マナミ・リム・イワセ 平成4年4月24日生
ユイ・ミヤン・イワセ・ティムパン 平成25年5月1日生

住所 東京都足立区
マディナゲ・ジャナニ・ウッカルシャ・イン
ディワリ 平成5年8月1日生
住所 東京都練馬区
ウーゴ・アレシャンドレ・パイヴァ・ジ・ア
シース 平成元年2月12日生
住所 東京都墨田区
グリシテル・ナシ・ソリス・カツマタ 平成7年6月27日生



相続

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第3号）第14条第2項の規定により、次のように公示する。

- 供託者の商号 Avenue Japan Limited
- 住所 中華人民共和国香港特別行政区、セントラル、コンノート・プレイス8、ツー・エクスチェンジ・スクエア、スイート3608 a
- 代表者の氏名 代表取締役 汪 世澤
- 取戻しをしようとする営業保証金の額 5,000,000円
- 上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第3437号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の2第6項の権利を有する者は、令和8年7月20日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第5号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁監督局資産運用課に提出されたい。

6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続きから除斥される。

令和8年1月20日

金融庁長官 伊藤 豊 適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分の公告

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第2条第2項の規定により特例業務届出者とみなして適用される金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第63条の5第3項の規定に基づき、次の適格機関投資家等特例業務届出者に対し、業務の廃止を命じたので、同条第6項の規定により公告する。

- 業務廃止を命じた適格機関投資家等特例業務届出者の氏名等
 - 商号又は名称 セノーテキャピタル株式会社
 - 住所又は所在地 東京都中央区築地2-15-15セントラル東銀座709号

- 業務廃止命令年月日
 - 令和7年12月23日
 - 令和8年1月20日

関東財務局長 後藤 健二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第3151号

東京都千代田区九段北1丁目13番5号
申立人 あおぞら債権回収株式会社
本籍埼玉県白岡市上野田1722番地、最後の住所茨城県古河市磯部1374番地2、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和4年12月26日、出生の場所埼玉県南埼玉郡日勝村、出生年月日昭和25年9月20日、職業不明
被相続人 亡 磯井 浩
事務所茨城県古河市本町1丁目4番4号小野寺法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小野寺信次
催告期間満了日 令和8年7月29日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年（家）第15211号

新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓6958番地
申立人 西蒲原福祉事務組合
本籍新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田2756番地、最後の住所新潟県西蒲原郡弥彦村大字井田2755番地1、死亡の場所新潟県燕市、死亡年月日令和5年1月16日、出生の場所新潟県西蒲原郡弥彦村、出生年月日昭和26年5月2日、職業無職
被相続人 亡 阿部 静雄
事務所新潟県三条市興野1丁目14番34号ひめさゆり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 谷口 雅大
催告期間満了日 令和8年7月31日
新潟家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると共に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(ヘ)第1号

静岡市葵区昭府2丁目4番1号
申立人 新栄道路標識株式会社
代表者代表取締役 崎山 裕二
権利を争う旨の申述の終期 令和8年4月24日
令和7年12月24日 静岡簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 BU67310
金額 279,400円
支払期日 令和7年6月30日
支払地 静岡県静岡市葵区御幸町8
支払場所 株式会社三菱UFJ銀行静岡中央支店
振出日 令和7年2月28日
振出地 静岡県静岡市
振出人 セイトー株式会社 代表取締役 佐藤 利明
受取人 新栄道路標識株式会社
裏書人 新栄道路標識株式会社 代表取締役 崎山 裕二
被裏書人 株式会社キタムラ産業
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第69号

釧路市光陽町1番13号
申立人 石川 和男
本籍北海道釧路市寿1丁目10番地20、最後の住所旭川市春光町3区2条1番地
不在者 石川 育男
昭和35年1月7日生
届出期間満了日 令和8年5月31日
旭川家庭裁判所

令和7年(家)第1037号

北海道帯広市西4条南10丁目34番地 センターシティI 鈴木茂雄法律事務所
申立人 鈴木 茂雄
本籍北海道中川郡幕別町新町132番地、最後の住所北海道上川郡清水町字清水第4線44番地
不在者 細田 蓮持
昭和20年11月26日生
届出期間満了日 令和8年4月30日
釧路家庭裁判所帯広支部

令和7年(家)第136号

福島県郡山市富田東5丁目48番地
申立人 坂井 美奈
本籍宮城県大崎市松山千石字松山355番地、最後の住所宮城県大崎市古川南町4丁目1番16号ササキハイム102号
不在者 鎌田 勇三
昭和27年4月12日生
届出期間満了日 令和8年5月7日
仙台家庭裁判所古川支部

令和7年(家)第463号

埼玉県行田市大字荒木2177番地5
申立人 小林 清
本籍埼玉県行田市大字荒木1973番地、最後の住所埼玉県行田市大字荒木2177番地5
不在者 小林 修
昭和48年5月27日生
届出期間満了日 令和8年4月26日
さいたま家庭裁判所熊谷支部

令和7年(家)第784号

東京都北区浮間5-16-6 サンシュウ浮間コート505
申立人 土橋 修逸
本籍千葉県鎌ヶ谷市中央1丁目928番地1317、最後の住所千葉県鎌ヶ谷市中央1丁目19番32号
不在者 土橋 敏恵
昭和16年3月22日生
届出期間満了日 令和8年4月24日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第8841号

千葉県松戸市新松戸6丁目251番地
申立人 二木 友江

本籍東京都江東区大島8丁目400番地、最後の住所不明

不在者 鈴木 静江
大正13年11月13日生
届出期間満了日 令和8年5月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第9352号

大阪府枚方市招提元町2丁目5番31号
申立人 渡邊 弥穂
本籍大阪府大阪市中央区難波2丁目30番地、最後の住所不明
不在者 渡邊スミ子
昭和3年1月18日生
届出期間満了日 令和8年5月6日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第339号

静岡県島田市幸町17番の23
申立人 鈴木 早苗
本籍静岡県島田市幸町17番地3、最後の住所静岡県島田市幸町17番の23
不在者 鈴木 千暁
昭和49年3月14日生
届出期間満了日 令和8年5月11日
静岡家庭裁判所島田出張所

失踪宣告

令和7年(家)第1369号

本籍島根県松江市中原町87番地、最後の住所神奈川県鎌倉市岡本1ノ1
不在者 青山 圭三
昭和10年2月27日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第136号

本籍静岡県浜松市浜名区高畑491番地、最後の住所静岡県浜松市浜名区高畑491番地
不在者 戸田 徹也
昭和36年8月26日生
令和7年12月19日失踪宣告審判確定

静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

令和6年(家)第864号

本籍福井県小浜市小浜住吉62番地1、最後の住所大阪府堺市大浜北町3丁10番15号大浜パークハイツ206号室
不在者 川村 英夫
昭和26年4月10日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定

大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

令和7年(家)第675号

本籍岡山県津山市大岩511番地、最後の住所不明
不在者 花谷 町子
昭和5年1月18日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所津山支部裁判所書記官

令和7年(家)第23号

本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明
不在者 水本初太郎
明治35年8月8日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定

熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

令和7年(家)第24号

本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明
不在者 水本トナエ
明治37年7月16日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定

熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

令和7年(家)第25号

本籍熊本県天草市天草町下田北1762番地、最後の住所不明
不在者 水本ウチエ
昭和7年8月31日生
令和7年12月25日失踪宣告審判確定

熊本家庭裁判所天草支部裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第79号

本籍栃木県佐野市御神楽町639番地4号、住所栃木県足利市田中町703番地 サウスピラ1-206
申立人(失踪者) 関 久二子
昭和26年2月26日生
令和7年12月24日失踪宣告取消審判確定

宇都宮家庭裁判所足利支部裁判所書記官

令和7年(家)第360号

本籍広島県広島市中区吉島西2丁目738番地の9、住所横浜市神奈川区松見町1-35-6 タウンヒル持丸202号
申立人(失踪者) 福塚加代子
昭和26年11月5日生
令和7年8月23日失踪宣告取消審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年（ヘ）第1号

岩手県二戸郡一戸町女鹿字中崎89番地4
申立人 中崎 敏美
権利の届出の終期 令和7年12月16日
令和7年12月22日 二戸簡易裁判所
(別紙) 目 錄

- (1)土地
所在 二戸郡一戸町小友字上川原目
地番 54番1
地目 山林
地積 4405平方メートル
- (2)登記年月日番号 現在の盛岡地方法務局二戸支
局大正15年3月11日受付第1151号
登記した権利の内容
登記の目的 土地上権設定
原因 大正15年3月11日設定
目的 立木所有
存続期間 満50年
地代 1ヶ年金5円
支払期 金250円
地上権者 鳥海村大字西法寺字諫訪野47番地5
穴久保九助
- (3)登記年月日番号 現在の盛岡地方法務局二戸支
局昭和9年11月27日受付第3026号
登記した権利の内容
登記の目的 1番地上権移転
原因 昭和9年11月27日譲渡
地上権者 一戸町大字一戸字本町53番地
保証責任一戸大正社信用組合

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第11号

宮城県登米市中田町上沼字大泉門畠99番地
債務者 有限会社狩野畜産
代表者代表取締役 狩野 茂樹
1 決定年月日時 令和8年1月8日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松林 昌紀

- 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午後1時50分

令和7年（フ）第355号

福井県小浜市伏原22、商業登記簿上の本店所在地福井県小浜市小浜龍田83番地
債務者 福井物産株式会社
代表者代表取締役 松原 芳彦
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 麻生 英右
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時

令和7年（フ）第3038号

愛知県尾張旭市柏井町弥栄37番地9
債務者 株式会社シーディーエフ
代表者代表取締役 藤堂 良一
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 星野 一郎
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日前10時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3101号
愛知県長久手市五合池102-1
債務者 株式会社アトリー
代表者代表取締役 下島慎一郎
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内山智映子
4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時20分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第466号
静岡県浜松市中央区馬郡町4553番地
債務者 株式会社セイユー
代表者代表取締役 加藤 誠之

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 祐尚
4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月14日午後2時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年（フ）第90号
山口県周南市大字久米406番地の15
債務者 株式会社フジサービス
代表者代表取締役 藤井 幸生
1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 濱田 忠司
4 破産債権の届出期間 令和8年2月13日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時

山口地方裁判所周南支部

令和7年（フ）第136号
栃木県栃木市日ノ出町4番16号
債務者 有限会社金久保石材
代表者清算人 金久保理恵
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山内 亮二
4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時45分

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年（フ）第190号
富山県射水市黒河3739番地
債務者 サノ工業株式会社
代表者代表取締役 佐野 清美
1 決定年月日時 令和8年1月9日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 穂
4 破産債権の届出期間 令和8年2月20日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時40分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年（フ）第405号
岡山県倉敷市玉島1904番地
債務者 株式会社エム・アンド・エム・ミヤケ
代表者代表取締役 三宅 理恵

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森下 裕貴
4 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午前10時

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年（フ）第1494号
京都市下京区桜木町99ブーケガルニビルB1
債務者 株式会社REDNESTA
代表者代表取締役 魚田 浩吉
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 日下部和弘
4 破産債権の届出期間 令和8年2月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第322号
奈良県大和高田市大谷313番地、商業登記簿上の本店所在地奈良県香芝市別所44番地
債務者 三ツ星靴下株式会社
代表者代表取締役 堀田 征治
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和島美枝子
4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年（フ）第324号
奈良県大和高田市大谷313番地、商業登記簿上の本店所在地奈良県大和高田市大字築山785番地
債務者 三ツ星産業株式会社
代表者代表取締役 堀田 征治
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 和島美枝子
4 破産債権の届出期間 令和8年3月2日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月27日午前10時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 475 号 北海道函館市松陰町 19番 2 号 債務者 株式会社カルティベート 代表者 代表取締役 中根 拓也 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午後 1 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横川 裕宣 4 破産債権の届出期間 令和 8 年 3 月 6 日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 23 日午後 1 時 10 分 函館地方裁判所	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石黒 大地 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 8 日午前 10 時 15 分 京都地方裁判所第 5 民事部破産係	令和 7 年 (フ) 第 6382 号 大阪市旭区高殿 6 丁目 14番 27 号 債務者 株式会社 39 ホーム 代表者 代表取締役 井上 修行 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 北嶋 紀子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 13 日午後 3 時 大阪地方裁判所第 6 民事部	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 2 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 祐輝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 14 日午前 10 時 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 6581 号 大阪府吹田市片山町 3 丁目 31-1 BRAVE 吹田駅前 1 階 債務者 株式会社 あみ 代表者 代表取締役 井川 和憲 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 前田 英倫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 23 日午後 2 時 50 分 大阪地方裁判所第 6 民事部	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 5 時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 健一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 9 日午後 1 時 30 分 神戸地方裁判所伊丹支部破産係	令和 7 年 (フ) 第 2588 号 札幌市西区平和 2 条 8 丁目 2 番 20 号 債務者 株式会社 今野石工 代表者 代表取締役 今野 幹 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 1 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田 唯史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 14 日午前 10 時 札幌地方裁判所民事第 4 部	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 2 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋山 佳数 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 14 日午前 10 時 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年 (フ) 第 2522 号 京都市東山区本町新 6 丁目 214 債務者 株式会社 untilted 代表者 代表取締役 藤崎 晓光 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 1 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 豪 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 3 月 26 日午後 3 時 札幌地方裁判所民事第 4 部	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守重 典子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 13 日午前 10 時 30 分 さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係	令和 7 年 (フ) 第 338 号 福井県鯖江市石田下町 7 号 12 番地 債務者 マツバ眼鏡工業株式会社 代表者 代表取締役 三枝 秀和 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 9 日午前 10 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和田 晋一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 14 日午前 10 時 20 分 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 4 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高世 和洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 15 日午前 11 時 10 分 横浜地方裁判所第 3 民事部
令和 7 年 (フ) 第 1180 号 堺市北区金岡町 1650 番地 11 債務者 日本ゴム被服株式会社 代表者 代表取締役 下井 義貴 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 2 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木 稔郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 7 日午前 10 時 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 出井 宏幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 13 日午後 1 時 50 分 さいたま地方裁判所第 3 民事部破産係	令和 7 年 (フ) 第 3039 号 愛知県尾張旭市東名西町 2 丁目 3 番地 債務者 株式会社 H · T GENERAL COMPANY 代表者 代表取締役 藤堂 良一 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 7 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星野 一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 14 日午前 10 時 30 分 名古屋地方裁判所民事第 2 部	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 5 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 悠雄 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 15 日午前 10 時 40 分 名古屋地方裁判所民事第 2 部
令和 7 年 (フ) 第 1538 号 京都市山科区西野山射庭ノ上町 186 番地 12 債務者 京都セレクト株式会社 代表者 代表取締役 中村 高志	1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 3 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武田 和則 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 13 日午後 2 時 15 分 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和 7 年 (フ) 第 1197 号 大阪府富田林市中野町東一丁目 4 番 30 号 債務者 有限会社 城製作所 代表者 取締役 城 聖一 1 決定年月日時 令和 8 年 1 月 8 日午後 2 時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 陽子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和 8 年 4 月 16 日午前 10 時 大阪地方裁判所堺支部破産係	

令和7年(フ)第132号	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山地 淳仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第134号	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡林 義幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第2899号	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡林 義幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分 松山地方裁判所西条支部
令和7年(フ)第1245号	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 学 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第212号	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩路 陽香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時30分 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第132号	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中嶋俊太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第296号	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田口 泰斗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第6162号	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 武政 祥子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時 大阪府泉南市新家3365-102
令和7年(フ)第6319号	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 京子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月21日午前10時 大阪市住吉区大領2-4-21メゾンホレスト105号
令和7年(フ)第6558号	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠藤 歩 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時10分 大阪市浪速区難波中2丁目6番20号
令和7年(フ)第5966号	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 裕人 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月15日午前10時10分 大阪府豊中市末広町1丁目1番7-303号
令和7年(フ)第651号	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福下 大地 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前10時40分 大阪府泉南市新家3365-102
令和7年(フ)第487号	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 唯夫 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月7日午前10時40分 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第195号	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 彰二 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時5分 宮城県大崎市古川福浦1丁目15番18号 県営古川福浦住宅15号
令和7年(フ)第316号	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三上 大介 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分 青森県東津軽郡平内町大字松野木字家岸46番地1
令和7年(フ)第718号	1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井 佳奈 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日まで 岡山地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第2070号 千葉市緑区おゆみ野1丁目27番地8 αネクストおゆみ野第2式番館201号 債務者 根本 成吉 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永治 衣理 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第664号 兵庫県尼崎市東園田町1丁目211番地の1 ヴェルドミール園田202 債務者 奎本 紗子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 美美 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 令和7年（フ）第1816号 千葉市中央区末広2丁目9番4号 債務者 山口 鶴月 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大石 聰子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第2083号 千葉県市川市曾谷3丁目1番5号 債務者 有賀 久晃 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉橋祐一朗	4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第2142号 千葉県市川市相之川3丁目5番5-303号 (メゾン南行徳) 債務者 高橋 希望 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久常 雅世 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第2141号 千葉県船橋市木杉8丁目1番11-302号 債務者 小鯛 美恵 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島貫美穂子 4 破産債権の届出期間 令和8年2月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和8年3月18日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第351号 青森市桂木3丁目26番地2 ロイヤルシャトー浦町308号 債務者 大柳由美子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 葛西 洋輔 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月20日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年3月19日まで 青森地方裁判所民事部破産係 令和7年（フ）第325号 愛知県新城市川路字夜燈29番地175 債務者 長坂安由子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田 紗一 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月10日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月7日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第123号 岐阜県土岐市泉町大富254番地の22 債務者 水谷 弘美 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 敦 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 岐阜地方裁判所多治見支部 令和7年（フ）第2061号 千葉県船橋市若松2丁目4番7棟407号 債務者 岩佐 周治 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西谷 升孝 4 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月24日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第3117号 名古屋市中川区中郷2丁目36番地 シャルマンドミール105号、従前の住所愛知県瀬戸市はぎの台4丁目72番地 債務者 近藤 治 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢澤 孝征 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午前10時20分 6 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
--	--

令和7年(フ)第164号	大分県宇佐市安心院町野山4番地、旧住所山口県下関市豊北町大字角島3044番地 債務者 松野 忍	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島田 直行 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月8日午後2時5分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	7 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第141号	山口県下関市秋根新町7番4-1005号 新下関団地 債務者 中村 文恵	1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 美祢 4 破産債権の届出期間 令和8年3月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	7 免責意見申述期間 令和8年4月8日まで 山口地方裁判所下関支部破産係	
令和7年(フ)第579号	宮崎県児湯郡新富町大字下富田1885番地5 松岡偕家 債務者 山本 絵美	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町元 真也 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 一般調査期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期間の満了時までに異議を述べなければならない。	7 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所破産係	
令和7年(フ)第5811号	大阪府豊中市螢池南町3丁目3番26号 202号 債務者 鎌田 哲男	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐山 寧秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	7 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第137号	新潟県村上市大津2154番地 債務者 阿部 泮紀	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 克哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	7 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第578号	宮崎県児湯郡新富町大字下富田1885番地5 松岡偕家 債務者 山本 智史	1 決定年月日時 令和8年1月9日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 町元 真也 4 破産債権の届出期間 令和8年2月9日まで 5 一般調査期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	7 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第145号	新潟県村上市緑町1丁目4番57号 ハイツナウ101 債務者 本間 操	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦 貴之	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで	前橋地方裁判所桐生支部
令和7年(フ)第442号	新潟市中央区上大川前通5番町51番地2 債務者 鎌田 浩一	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五十嵐広明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで	6 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時50分 7 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで	新潟地方裁判所新発田支部
令和7年(フ)第123号	岡山県津市上田邑278番地1 債務者 直原口サリオこと ジキハラ マリアロサリオ フランシスコ	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山下宗一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで	6 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午後2時 7 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで	岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第331号	沖縄県沖縄市高原5丁目7番10号 La・Lucce・acer o403号 債務者 濱川るり子	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木 吉朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで	6 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午前11時 7 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで	新潟県南魚沼市一村尾1571番地2 債務者 井上 貴子
令和7年(フ)第338号	沖縄県沖縄市古謝津嘉山町8番12号 コーポゆい202 債務者 大兼久達憲	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで	6 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後2時45分 7 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで	那覇地方裁判所沖縄支部破産係
令和7年(フ)第74号	群馬県桐生市川内町5丁目410-3 ドミールK A202、住民票上の住所群馬県太田市龍舞町3958番地2 債務者 石内佐登史	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後4時 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで	6 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午後4時 7 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで	鹿児島県いちき串木野市生福9874番地182 ウッドタウン市営7-5号、前住所香川県高松市高松町1249番地3 債務者 高砂 利章

令和7年(フ)第317号
沖縄県沖縄市胡屋6丁目11番10号 城北マン
ションP7-7C
債務者 德盛 大輔
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊藤 瞳
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月22日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第495号
鹿児島市西陵4丁目21番9号
債務者 大山 亮平
1 決定年月日時 令和8年1月7日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 上釜 明大
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月13日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第511号
鹿児島市小松原2丁目40番14号 セレンディ
小松原410号
債務者 上村 武俊
1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 島田 俊一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月13日午後3時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第1507号
仙台市太白区中田5丁目16番8-411号
債務者 庄司 翔
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 菅 大貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月24日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第87号
宮城県石巻市三ツ股1丁目2番72号 オール
電化三ツ股Ⅰ-11号
債務者 斎藤 和枝(旧姓遠藤)

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 三貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月15日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
津地方裁判所破産係
令和7年(フ)第134号
宮城県石巻市門脇字一番谷地57番地の18 第
二恵仁ホーム、住民票上の住所宮城県石巻市
桃生町新田字東町14番地
債務者 佐々木賢治
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 須藤 大輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月8日午後4時10分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和7年(フ)第169号
福島市泉字清水田31番地の10
債務者 倉賀久仁子
1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川端 茂樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月8日午前11時15分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
福島地方裁判所
令和7年(フ)第222号
福島市大森字塙69番地アンビックス9 104
号
債務者 渡辺 康世
1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 半澤 一成
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月8日午前10時15分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
福島地方裁判所
令和7年(フ)第276号
三重県鈴鹿市三日市3丁目22番18号 ラフィ
ネ SAN O II 1A、前住所三重県鈴鹿市三
日市2丁目26番5号
債務者 森 喜信
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士法人 アザレア法律事務
所
1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 三貴
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月16日午前11時
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第1056号
広島市安佐南区東原1丁目9番52-8-204
号
債務者 山中 大輔
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井上 道
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月13日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1061号
広島市西区高須3丁目10番8-102号
債務者 黒田 翔
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 丸子 洋平
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月17日午後4時
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1188号
広島県安芸郡府中町浜田2丁目18番8号
203
債務者 栗栖 久雄
1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 清水 正之
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月11日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第171号
鳥取県米子市大篠津町3631番地、旧住所鳥取
県米子市大篠津町3625番地
債務者 山口 維啓
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野口 浩一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年3月23日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
鳥取地方裁判所岸和田支部破産係
令和7年(フ)第182号
鳥取県西伯郡大山町高田39番地
債務者 淩田 誠
1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 元樋 翔吾
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年4月24日午前10時50分
5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第61号

福岡県大川市大字坂井63番地1
債務者 井上 健

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松崎広太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月25日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和8年(フ)第3号

大分県宇佐市大字上田1224番地
債務者 瀬口 誠司

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 神本 博雅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで

大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和7年(フ)第642号

大阪府岸和田市三田町906番地の5
債務者 岡 勇介

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西野 弘起
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第649号

大阪府岸和田市池尻町18番地の9
債務者 はまゆうトラベルこと 松本 玉子

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 春木 由香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月13日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年(フ)第972号

神戸市垂水区名谷町3173番地 セントボリア
神戸運動公園1001号
債務者 谷水 豪

- 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大削 武雄

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時45分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第609号

鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘2丁目43番3号
債務者 川元 由佳

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後1時30分

主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 渡部裕太郎

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時10分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第326号

福岡県久留米市諫訪野町2346番地1 ピプレ
マンション諫訪野1103号、前住所福岡県久留

米市東櫛原町1627番地1
債務者 大谷 幸子

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 多加喜寛明

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第71号

兵庫県朝来市和田山町枚田1343番地 枚田住
宅402号、住民票上の住所兵庫県朝来市和田
山町枚田1343番地
債務者 町田由紀江

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 野崎奈央子

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時10分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和7年(フ)第397号

群馬県伊勢崎市三和町1957番地1 ミニヨン
パレ II101

債務者 田中 美紀

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 今村 奈央

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月26日午前10時15分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第222号

群馬県邑楽郡板倉町大字飯野2038番地 コム
ハウスー106、前住所群馬県邑楽郡板倉町大
字糀谷2348番地の3
債務者 横塚 勉

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 青木 正人

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午後2時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第928号

北九州市門司区柳町3丁目6番10—202号
債務者 荒井明日香

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 原田 美紀

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月9日午前10時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月27日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第6238号

大阪府東大阪市三島2丁目16番14号 ルミ
エール鴻池新田 103号
債務者 金井 薫

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 野村 新平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月16日午後1時40分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第204号

岡山県倉敷市福島249番地5
債務者 若林秀一郎

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 河本 泰政

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月16日午前10時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第777号

北九州市八幡西区穴生2丁目3番7—303号
債務者 大我 耀平

- 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 尾崎健二郎

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後1時30分

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第964号

北九州市小倉北区篠崎4丁目8番1—401号、
前住所北九州市小倉北区篠崎3丁目10番3—
303号
債務者 淳田 捷統

- 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前11時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山本 耕作

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月18日午後3時

- 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第213号 香川県高松市寺井町196番地7 債務者 村尾 弘 1 決定年月日時 令和8年1月9日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山地 淳仁 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年3月6日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋山 太一 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 宮崎地方裁判所破産係	3 破産管財人 弁護士 笠藤 歩 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第2050号 千葉県船橋市宮本9丁目11番1-604号 債務者 中家 良夫 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 棚 優太 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 拓也 4 免責意見申述期間 令和8年3月9日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畠山 拓也 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪府吹田市垂水町3丁目1番24号、前住所 大阪府吹田市垂水町3丁目17番16-1101号 債務者 國分 一哉	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒元 博之 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第2051号 千葉県船橋市宮本9丁目11番1-604号 債務者 中家 和子(旧姓吉田) 1 決定年月日時 令和8年1月5日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 棚 優太 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 史朗 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 裕人 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 希望 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第2173号 千葉県船橋市本中山3丁目4番26号 債務者 浅田 勇樹 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠原 智 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 京子 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 陽介 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 長崎地方裁判所島原支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五稜ハイツ102 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第386号 千葉県四街道市四街道3丁目3番4-501号 ヒューマンスクエア千葉 債務者 内海 孝之 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 足立 啓輔 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 赤松 俊治 4 免責意見申述期間 令和8年3月11日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 玉越 久義 4 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木暮 まろにえ 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第600号 宮崎市大字糸原437番地1 債務者 池田 晃	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 函館地方裁判所
令和7年(フ)第6320号 広島県府中市上下町上下1065番地1 おきな a p 201 債務者 田村 賢太 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	令和7年(フ)第492号 北海道亀田郡七飯町字大沼町184番地1 債務者 谷目 洋 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 函館地方裁判所	

令和7年（フ）第272号 山形市小白川町5丁目3番36号 レジデンスサトウ 110号 債務者 安孫子真澄 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第1008号 埼玉県所沢市中新井1丁目60番地の12 債務者 吉田 美幸 1 決定年月日時 令和8年1月6日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後0時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 新潟地方裁判所北見支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第355号 千葉県八街市富山自1314至1343番地合併2071 債務者 加藤 順一 1 決定年月日時 令和7年12月26日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第223号 新潟県柏崎市三島町10番12—202号 ケンハウス 債務者 佐藤 晋元 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第231号 新潟県長岡市東新町2丁目1番37号 コーポあさひ101号室 債務者 東 淳子	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月2日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年（フ）第429号 岡山県倉敷市西岡1160番地1 エレガンスN103号室、軒居前の住所岡山県倉敷市浜ノ茶屋1丁目12番13—17号 プティフォーレB棟 債務者 坂井 夕夏	1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。本件破産手續を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	

令和7年(フ)第2305号	さいたま市見沼区大字大谷1822番地2 大宮七里住宅RH-202 債務者 坂上ジーナゴンザーガ 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第798号	埼玉県草加市長栄1丁目772番地8 債務者 劍 勇太 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第1013号	埼玉県狭山市祇園12番1号 ドミール狭山203 債務者 門川 美咲 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所川越支部
令和7年(フ)第405号	埼玉県熊谷市新堀1214番地5 シェーヴルドール101号 債務者 諸田 豊美 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第418号	埼玉県東松山市松葉町2丁目17番16号 債務者 新保 龍亞(旧姓小堺)

1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第179号	山口県宇部市上野中町3番58号 債務者 藤田 裕子 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 山口地方裁判所宇部支部
令和7年(フ)第427号	埼玉県行田市大字持田1731番地2 債務者 徳田 悠希(旧姓小俣) 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第440号	埼玉県深谷市本郷1366番地16 住宅型有料老人ホーム ふれあい深谷、旧住所東京都練馬区東大泉2丁目15番6-207号 債務者 鈴木 伸夫 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第443号	埼玉県熊谷市銀座4丁目5番19号 もろちゃんち、旧住所埼玉県熊谷市広瀬800番地34 債務者 渡邊 ヒサ 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第451号	埼玉県行田市天満3番39号 債務者 加賀美俊郎 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第2400号	札幌市豊平区西岡2条11丁目4番13号 債務者 石田 直美 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2406号	札幌市西区西町南21丁目4番15-503号 債務者 藤村由美子 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2418号	札幌市豊平区西岡2条11丁目4番13号 債務者 石田 直美 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2451号	札幌市厚別区青葉町4丁目1番26号 クレーデル新札幌201号 債務者 加藤 雄介 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2512号	北海道江別市野幌松並町14番地の2 102 債務者 内田 梨緒 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2541号	札幌市豊平区平岸1条14丁目5番32号 フオレスト天神山306号 債務者 中山 智美 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2576号	札幌市厚別区青葉町4丁目1番26号 クレーデル新札幌201号 債務者 加藤 雄介 1 決定年月日時 令和8年1月7日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第130号

長崎県大村市東三城町12番地1 和光マンション403、前住所長崎県大村市水主町1丁目978番地76

債務者 中野久美子（旧姓三根）

- 1 決定年月日時 令和8年1月8日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで

長崎地方裁判所大村支部破産係

財産状況報告集会等の期日変更**令和7年（フ）第306号**

長崎県長崎市田中町1903番地4

破産者 井手 明子

主文 本件財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の各期日（令和8年3月11日午前10時45分）を令和8年3月11日午後1時30分に変更する。

令和8年1月5日 長崎地方裁判所民事部

破産手続廃止**令和7年（フ）第1号**

島根県鹿足郡吉賀町白谷612番地

破産者 斎藤 泳史

- 1 決定年月日 令和8年1月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松江地方裁判所益田支部

令和7年（フ）第68号

兵庫県伊丹市東野4丁目11番地の41

破産者 有限会社ジャストグリーン

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第100号

北海道苦小牧市川沿町6丁目13番11号

破産者 株式会社トラスト

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苦小牧支部

破産手続廃止及び免責許可決定**令和7年（フ）第1441号**

札幌市東区北40条東15丁目3番1-1006号

破産者 青木多希始

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事部第4部

令和7年（フ）第1844号

北海道江別市ゆめみ野南町29番地の3

破産者 有馬 康平

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事部第4部

令和5年（フ）第3814号

大阪府守口市南寺方東通5丁目6番1号

破産者 宮川電工こと 宮川 好

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第69号

兵庫県伊丹市大野2丁目158番地2 平成ハイツ301号、開始決定時の住所兵庫県伊丹市

東野4丁目11番地の41

破産者 遠地 保明

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和7年（フ）第254号

愛媛県伊予郡砥部町宮内2363番地

破産者 北野 麻夫

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第262号

愛媛県松山市土居田町517番地5 ピーライ
ン青木203号

破産者 竹内由理子

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

令和7年（フ）第249号

福岡県久留米市荒木町白口2259番地2 ビ
レッジハウス荒木一号棟204号、前住所福岡
県久留米市荒木町白口3001番地28 ツインド
リーム荒木1番館103号

破産者 高木 陽子

- 1 決定年月日 令和8年1月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和7年（フ）第75号

北海道苦小牧市明野新町6丁目32番13号ノル
フィーノリデア21B、住民票上の住所北海道
苦小牧市沼ノ端中央1丁目25番7号

破産者 数矢 陽一

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年（フ）第130号

北海道千歳市大和4丁目2番4号 養護老人
ホーム千歳千寿園、開始決定時の住所北海道
苦小牧市若草町5丁目5番16-204号

破産者 三井 和子（旧姓柴村）

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年（フ）第157号

北海道苦小牧市光洋町1丁目17番26号 ピュ
アコート302

破産者 川口 隆広

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年（フ）第91号

岩手県和賀郡西和賀町沢内字猿橋35地割124
番地1

破産者 三浦 明美

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年（フ）第347号

新潟市東区牡丹山6丁目11番1号 コーポソ
フィア101号

破産者 石塚 智

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第457号

新潟市西蒲区旗屋215番地2

破産者 上原 良照

- 1 決定年月日 令和8年1月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第15号
和歌山県新宮市佐野1261番地の1 グリーン
コーポ2号室
破産者 佐野 聖斗
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部
令和7年(フ)第16号
和歌山県新宮市緑ヶ丘1丁目5番24号 緑ヶ丘アパート201号室、前住所和歌山県新宮市蓬萊3丁目4番12号
破産者 堀口 結夢
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部
令和7年(フ)第386号
大分市高松東1丁目5番5号 Prospereita高松東401
破産者 甲斐 昭次
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係
破産手続終結及び免責許可決定
令和6年(フ)第332号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前15番地8、前住所岩手県大船渡市大船渡町字新田50番地10
破産者 菅生 正一
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第23号
福岡県久留米市津福今町404番地112 津福サンハイツ201号、開始決定時の住所福岡県久留米市大善寺南2丁目7番 県営大善寺団地300棟101号
破産者 フラッシュ工芸こと 加藤 竜二
1 決定年月日 令和8年1月8日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第116号
大津市二本松8番12号 二本松団地203号
破産者 小森 啓喜
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第329号
香川県高松市松福町2丁目5番14号
破産者 藤川 憲二
1 決定年月日 令和8年1月9日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部
破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和7年(フ)第407号
熊本県天草市東浜町15番6号
破産者 川上 昌伸
1 破産債権の届出期間 令和8年2月6日まで
2 一般調査期日 令和8年3月10日午前11時
令和8年1月8日
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第233号
北海道旭川市東光6条6丁目3番5号
破産者 寺島 元貴

1 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
2 一般調査期日 令和8年3月26日午後2時
令和8年1月9日 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第234号
北海道旭川市東光6条6丁目3番5号
破産者 寺島あづさ
1 破産債権の届出期間 令和8年2月10日まで
2 一般調査期日 令和8年3月26日午後2時
令和8年1月9日 旭川地方裁判所民事部
令和6年(フ)第326号
高知市寿町5番12号
破産者 株式会社Story
1 破産債権の届出期間 令和8年2月24日まで
2 一般調査期日 令和8年3月25日午前10時10分
令和8年1月9日 高知地方裁判所破産係
書面による計算報告
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。
令和7年(フ)第440号
宮崎市霧島3丁目79番地 加賀ビル306号
破産者 鴨林 正
異議申述期間 令和8年2月20日まで
令和8年1月9日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第447号
宮崎市まなび野1丁目9番地5、前住所宮崎市太田2丁目2番34号 ドミール太田305号
破産者 野口 和暉
異議申述期間 令和8年2月20日まで
令和8年1月9日 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第24号
北海道新冠郡新冠町字明和120番地の4
破産者 水島 俊一
異議申述期間 令和8年3月5日まで
令和8年1月8日 札幌地方裁判所浦河支部破産係
令和7年(フ)第3935号
大阪市阿倍野区阪南町6丁目1番3号
破産者 株式会社TORIKO
異議申述期間 令和8年3月5日まで
令和8年1月8日 大阪地方裁判所第6民事部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第16号
栃木県宇都宮市富士見が丘4丁目24番5号
清算株式会社 株式会社菊地漆器
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年(ヒ)第14号
香川県木田郡三木町大字井戸621番地1
清算株式会社 株式会社P SK
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所民事部
令和7年(ヒ)第2056号
東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階
清算株式会社 株式会社キバタン
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第1007号
横浜市鶴見区矢向6丁目6番13号
清算株式会社 株式会社川崎管財
1 決定年月日 令和8年1月6日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(ヒ)第3034号
大阪府交野市幾野6丁目33番2号
清算株式会社 エスケー株式会社
1 決定年月日 令和7年12月26日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(ヒ)第16号
徳島県徳島市問屋町52番地
清算株式会社 株式会社アロー
1 決定年月日 令和8年1月5日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部
配当表認可
令和2年(船)第1号
福岡市博多区神屋町9番23号
申立人 日之出海運株式会社
配当表を認可した。
令和8年1月5日 福岡地方裁判所第4民事部

<p>小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間</p> <p>令和7年(再イ)第84号 静岡市駿河区広野5丁目1番47号 再生債務者 松下智恵子 特別異議申述期間 令和8年2月9日から令和8年2月12日まで 令和8年1月9日 静岡地方裁判所民事第2部</p> <p>小規模個人再生による書面決議に付する決定</p> <p>令和7年(再イ)第194号 横浜市南区井土ヶ谷中町1番地10 フロール 横浜井土ヶ谷712号 再生債務者 浅間 賀信 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月22日まで 令和8年1月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係</p> <p>令和7年(再イ)第301号 東京都大田区大森西4-7-24 再生債務者 小山内良名 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月8日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第384号 東京都足立区関原3-12-11-310 再生債務者 大森 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月8日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第389号 東京都墨田区東駒形4-1-4-1201 再生債務者 中島 和哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月8日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第407号 東京都足立区舎人3-5-13 再生債務者 大貫 宏司 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月8日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第420号 東京都練馬区向山1-11-10-405 再生債務者 折笠 真也 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月26日まで 令和8年1月8日 東京地方裁判所民事第20部</p> <p>令和7年(再イ)第10号 岩手県奥州市胆沢南都田字蓬平31番地19 再生債務者 菊屋 隆二 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月28日まで 令和8年1月8日 盛岡地方裁判所水沢支部</p> <p>令和7年(再イ)第32号 福岡県久留米市北野町高良1807番地34 再生債務者 末次二佑輝(旧姓釜堀) 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月28日まで 令和8年1月7日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係</p> <p>令和7年(再イ)第35号 福岡県小郡市三沢2930番地1 再生債務者 山田 和孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月28日まで 令和8年1月7日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係</p> <p>1 決議に付する再生計画案 令和7年12月3日 付け再生計画案</p> <p>2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 さいたま地方裁判所第3民事部</p> <p>令和7年(再イ)第65号 川崎市幸区古市場1丁目21番地1 カーサ清光 303 再生債務者 岡本 勇気 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p> <p>令和7年(再イ)第22号 岐阜県多治見市西坂町3丁目171番地 再生債務者 芝田 和典 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 岐阜地方裁判所多治見支部</p> <p>令和7年(再イ)第431号 大阪府吹田市南金田2丁目23番2-105号 再生債務者 南 貴浩 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>小規模個人再生による再生手続廃止</p> <p>令和6年(再イ)第41号 大阪府和泉市和田町232番地の3 シャーメン・いづみ203 再生債務者 山田工業こと 山田 将知 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。</p> <p>令和8年1月8日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係</p> <p>令和7年(再イ)第114号 神戸市須磨区千歳町4丁目3番34-104号 再生債務者 花岡 隆幸</p> <p>1 主文 本件再生手続を廃止する。</p> <p>2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。</p> <p>令和8年1月8日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 給与所得者等再生による再生手続開始</p> <p>令和7年(再口)第2号 兵庫県宝塚市亀井町9番70号 再生債務者 小坂 勇太 1 決定年月日時 令和8年1月8日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。</p> <p>3 再生債権の届出期間 令和8年1月29日まで 4 一般異議申述期間 令和8年2月12日から令和8年2月19日まで 神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取</p> <p>令和7年(再口)第7号 神奈川県綾瀬市深谷中5丁目11番8号 再生債務者 須藤 光儀 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月20日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和8年1月22日まで 令和8年1月8日 横浜地方裁判所第3民事部再生係</p> <p>令和7年(再口)第8号 兵庫県三木市さつき台2丁目17番地の19 再生債務者 藤川 捨範 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月22日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 2の書面の提出期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p> <p>令和7年(再口)第5号 山梨県甲府市飯田3丁目6番21号 再生債務者 星野 善一 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年12月23日付け再生計画案 2 書面で意見を述べ POSSIBILITY 3 2の書面の提出期間 令和8年1月29日まで 令和8年1月8日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係</p>
--

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和7年(再口)第3号

神戸市北区藤原台北町1丁目6番6号

再生債務者 大戸 真一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年(再口)第4号

山梨県南アルプス市榎原375 ディアコートソレイユ103号 (住民票上の住所) 茨城県小美玉市栗又四ヶ2395番地102

再生債務者 大塚 宗昭

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月5日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月7日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(再口)第3号

札幌市東区北18条東4丁目4番7-101号

再生債務者 水野 嘉永

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月9日

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再口)第4号

千葉県柏市根戸2022番地1 コンフォルシア北柏202号

再生債務者 戸邊 健一

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年1月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年1月8日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることがあります。所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることがあります。同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第6号

大津市浜大津4丁目1番1-1213号

申立人 有本 茂樹

京都市西京区大枝南福西町1丁目4番地31

申立人 有本 貴裕

住所・居所 不明

(最後の住所) 兵庫県尼崎市上ノ島町2丁目4番14号正和荘7号

所在等不明共有者 有本 新治

届出期間満了日 令和8年4月30日

令和8年1月6日 京都地方裁判所宮津支部
(別紙) 物件目録

所在 宮津市字吉原

地番 2553番1

地目 宅地

地積 267.66平方メートル

所在等不明共有者の持分 3分の1

所在 宮津市字吉原2553番地

家屋番号 2553番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 136.19平方メートル

所在等不明共有者の持分 3分の1

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあつたので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第53号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所

申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
(亡木下光夫の最後の住所) 神戸市東灘区御影石町4丁目19番10号

所有者 亡木下光夫相続財産

届出期間満了日 令和8年3月6日

令和8年1月6日 神戸地方裁判所
(別紙) 物件目録

1 所在 神戸市東灘区御影石町4丁目

地番 12番2

地目 宅地

地積 47.60平方メートル

2 所在 神戸市東灘区御影石町4丁目12番地2

家屋番号 12番2の2

種類 居宅

構造 木造スレート葺2階建

床面積 1階 33.06平方メートル

2階 30.91平方メートル

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあつたので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第12号

群馬県高崎市倉賀野町4631番地8

申立人 株式会社トライ

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都新宿区西大久保二丁目265番地1光マンション102号

所有者 五月女ミヤ子

届出期間満了日 令和8年3月6日

令和8年1月6日 札幌地方裁判所岩内支部
(別紙) 物件目録

所在 虹田郡俱知安町字翼

地番 293番17

地目 原野

地積 1815平方メートル

令和7年(チ)第12号

岐阜県恵那市長島町中野805番地1

申立人 林 恭生

住所・居所 不明

(最後の住所及び不動産登記記録上の住所)

岐阜県中津川市阿木452番戸 (固定資産評価証明書上の住所) 岐阜県中津川市阿木6937

所有者 鷹見 志な

届出期間満了日 令和8年3月6日

令和8年1月6日

岐阜地方裁判所多治見支部

(別紙) 物件目録

所在 恵那市長島町中野字山野田

地番 805番2

地目 畑

地積 115平方メートル

令和7年(チ)第10号

静岡県沼津市大諏訪40番地の2サンコートA SABA103

申立人 下村 有希

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 静岡県沼津市大諏訪40番地の2サンコートA SABA103

所有者 下村 幸司

届出期間満了日 令和8年2月27日

令和8年1月6日 静岡地方裁判所沼津支部

(別紙) 物件目録

1 所在 沼津市大諏訪字河原

地番 459番27

地目 宅地

地積 198.38平方メートル

2 所在 沼津市大諏訪字河原

地番 459番28

地目 宅地

地積 123.06平方メートル

令和7年(チ)第5号

京都府宮津市宇吉原2586番地の2

申立人 京都府丹後土木事務所長 南郷 篓

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 京都府竹野郡弥栄町字溝谷1795番地

所有者 山添 重一

届出期間満了日 令和8年2月27日

令和8年1月6日 京都地方裁判所宮津支部

(別紙) 物件目録

所在 京丹後市弥栄町溝谷小字フキノヲカ

地番 10040番9

地目 山林

地積 234平方メートル

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業のうち専ら環境事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公表します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和7年七月二十三日

掲載頁 三一頁 (号外第一六八号)

東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号

(甲) シナネン株式会社

代表取締役 小松 良則
川名 英二

埼玉県桶川市鴨川二丁目三番一六号

(乙) シナネンファシリティーズ株式会社

代表取締役 川名 英二

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道広尾郡

広尾町野塚一四線二一二他における太陽光発電事業、北海道広尾郡広尾町字野塚七六八一二〇他に

おける太陽光発電事業、北海道登別市常盤町六一九一四における太陽光発電事業、北海道根室市

厚床二一二五一二における太陽光発電事業、北海道石狩郡当別町字弁華別四三一八他における

太陽光発電事業及び北海道河東郡上幌町東三線二四九一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日 東京都新宿区四谷四丁目一番地一五東京ユナイテッド総合事務所内

(甲) ブルーラインフラ24号合同会社
代表社員 ブルーラインフラホールディングス24号一般社団法人

職務執行者 池田 卓也
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境工ネルギー会計事務所内

(乙) ソーラーマイル合同会社
代表社員 ソーラーマイルホールディングス一般社団法人

職務執行者 岡田 育大
東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社クボタのグループ会社(株式会社ケボタ、その子会社)を株式会社パートナーとする事にいたしました。

つきましては、この変更に異議ある債権者は本規則第八条第三項に定義されたものをいう。及び関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法)に関する規則第八条第五項に定義されたものをいう。(を除く。)に提供する借上寮・借上社宅賃貸借事業(甲子園寮に係る事業を除く。)に係る規則第八条第五項に定義されたものをいふ)をいい、乙を除く。)に提供する借上寮・借上社宅賃貸借事業(甲子園寮に係る事業を除く。)に

関連して乙が有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日 東京都新宿区四谷四丁目一番地小島ビル四〇一 合同会社TFIコンサルティング
代表社員 鈴木 章

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年六月十六日

掲載頁 七十頁 (号外第一三二号)

東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号

(甲) シナネン株式会社

代表取締役 小松 良則
川名 英二

(乙) シナネンファシリティーズ株式会社

代表取締役 川名 英二

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道広尾郡

広尾町野塚一四線二一二他における太陽光発電事業、北海道広尾郡広尾町字野塚七六八一二〇他に

おける太陽光発電事業、北海道登別市常盤町六一九一四における太陽光発電事業、北海道根室市

厚床二一二五一二における太陽光発電事業、北海道石狩郡当別町字弁華別四三一八他における

太陽光発電事業及び北海道河東郡上幌町東三線二四九一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日 東京都新宿区四谷四丁目一番地一五東京ユナイテッド総合事務所内

(甲) ブルーラインフラ24号合同会社
代表社員 ブルーラインフラホールディングス24号一般社団法人

職務執行者 池田 卓也
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境工ネルギー会計事務所内

(乙) ソーラーマイル合同会社
代表社員 ソーラーマイルホールディングス一般社団法人

職務執行者 岡田 育大
東京都品川区東品川一丁目三九番二〇号

組織変更公告

当社は、総社員の同意により組織変更し、商号を株式会社パートナーとする事にいたしました。

つきましては、この変更に異議ある債権者は本規則第八条第三項に定義されたものをいう。及び関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法)に関する規則第八条第五項に定義されたものをいふ)をいい、乙を除く。)に提供する借上寮・借上社宅賃貸借事業(甲子園寮に係る事業を除く。)に

関連して乙が有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日 東京都中央区東日本橋三丁目三番一七号

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年四月三十日

掲載頁 八十三頁 (号外第九十七号)

東京都港区赤坂三丁目二番六号赤坂光映ビル五階

(甲) シナネン株式会社

代表取締役 川名 英二
田中 孝志

(乙) シナネンファシリティーズ株式会社

代表取締役 川名 英二

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道広尾郡

広尾町野塚一四線二一二他における太陽光発電事業、北海道広尾郡広尾町字野塚七六八一二〇他に

おける太陽光発電事業、北海道登別市常盤町六一九一四における太陽光発電事業、北海道根室市

厚床二一二五一二における太陽光発電事業、北海道石狩郡当別町字弁華別四三一八他における

太陽光発電事業及び北海道河東郡上幌町東三線二四九一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日 東京都中央区八丁堀四丁目二番二号

(甲) クボタエイトサービス株式会社

代表取締役 道林 悟
田口 和宏

(乙) 平和管財株式会社

代表取締役 田口 和宏

組織変更公告

当社は、総社員の同意により組織変更し、商号を株式会社パートナーとする事にいたしました。

つきましては、この変更に異議ある債権者は、本規則第八条第三項に定義されたものをいう。及び関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法)に関する規則第八条第五項に定義されたものをいふ)をいい、乙を除く。)に提供する借上寮・借上社宅賃貸借事業(甲子園寮に係る事業を除く。)に

関連して乙が有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日 東京都中央区東日本橋三丁目三番一七号

(甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年三月十七日

掲載頁 七十六頁 (号外第五十三号)

東京都浪速区敷津東一丁目二番四七号

(甲) クボタエイトサービス株式会社

代表取締役 道林 悟
田中 孝志

(乙) 平和管財株式会社

代表取締役 田口 和宏

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道広尾郡

広尾町野塚一四線二一二他における太陽光発電事業、北海道広尾郡広尾町字野塚七六八一二〇他に

おける太陽光発電事業、北海道登別市常盤町六一九一四における太陽光発電事業、北海道根室市

厚床二一二五一二における太陽光発電事業、北海道石狩郡当別町字弁華別四三一八他における

太陽光発電事業及び北海道河東郡上幌町東三線二四九一他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日 東京都中央区八丁堀四丁目二番二号

(甲) クボタエイトサービス株式会社

代表取締役 道林 悟
田中 孝志

(乙) 平和管財株式会社

代表取締役 田口 和宏

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
組織変更後の商号は株式会社松本商事とします。
効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年一月七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
名古屋市中区新栄三丁目二二一一
合同会社松琉
代表社員 松本 匡史

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
大阪市中央区釣鐘町一丁目二番二号
F A S T B R E A K S 合同会社
代表社員 佐々木未央

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を金十七億九千二十四万九千五百五十八円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年十二月二十二日
掲載頁 七十七頁 (号外第二七九号)

組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更後の商号は株式会社 S A L T A R I S T A とします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館五F
ナオヨシ株式会社
代表取締役 井ノ瀬広和

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四億二百八十五万円減少し三千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
福岡市城南区七隈三丁目一四番三号
R i n o . K a r a a 合同会社
代表社員 庄嶋由可利

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五千二千四百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月一日
掲載頁 六十六頁 (号外第一五〇号)

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二億八千三百二十九万八千五百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
東京都千代田区麹町三丁目二番地垣見麹町ビル別館四階
A P ホールディングス株式会社
代表取締役 德永 康雄

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百万円減少し一千円とすることになりました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
大分市星和台一丁目一五番二二号
合同会社訪問看護ステーションりんばん
代表社員 酒井 紗惠

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九億九九九七万九七五〇円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
名古屋市中区新栄三丁目二二一一
合同会社松琉
代表社員 松本 匡史

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八億円 (うち資本準備金とする額一億五千二百万円) 減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十日
神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目二五番二二号ライフィノベーションセンターR四〇
セラボヘルスケアサービス株式会社
代表取締役 中村 真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億百九十万五百円減少し九千九百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.999jp.co.jp>

令和八年一月二十日

富山県中新川郡上市町若杉五五番地

北日本製葉株式会社

代表取締役 西村 一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

当社は、資本金の額を二億九千八百三十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

愛知県海部郡飛島村金岡二九番地

株式会社アイエス

代表取締役 石島 昭彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千八百三十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千八百三十万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

大分県中津市大字上宮永二六〇番地の四

シゲル産業有限公司

取締役 佐藤 洋

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四、二九五、〇〇〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.999jp.co.jp>

令和八年一月二十日

富山県中新川郡上市町若杉五五番地

北日本製葉株式会社

代表取締役 西村 一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

当社は、資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 五十三頁(号外第一七九号)

令和八年一月二十日

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千二百十九万九百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五千円、資本準備金の額を三億八千二百十九万九百四十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.cheersec.co.jp/rule/electronic-public-notice.html>

令和八年一月二十日

東京都中央区新川一丁目二二番二二一一

CHEER証券株式会社

代表取締役 小林 伸行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月二十日開催予定の株主総会における議決権を行える株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十日

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 八十四頁(号外第一六四号)

令和八年一月二十日

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一千株を五千株とする株式分割により株式の割当を受けける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十日

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一千株を五千株とする株式分割により株式の割当を受けける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十日

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月四日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一千株を五千株とする株式分割により株式の割当を受けける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月二十日

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日
名古屋市北区芦辺町三丁目一〇番地
協和建設起業株式会社
代表取締役 鶴飼 誠
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.cheersec.co.jp/rule/electronic-public-notice.html>

令和八年一月二十日

愛知県豊橋市牛川通五丁目自七番地の一四

アール電装中部株式会社

代表取締役 早川 史洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和八年一月二十日

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日
名古屋市北区芦辺町三丁目一〇番地
協和建設起業株式会社
代表取締役 鶴飼 誠
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.cheersec.co.jp/rule/electronic-public-notice.html>

令和八年一月二十日

兵庫県伊丹市南町二丁目一番三号

伊丹電機工業株式会社

代表取締役 中村 祐一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

令和八年一月二十日

掲載 官報

令和八年一月九日

掲載頁 一五一頁(号外第五号)

令和八年一月二十日
名古屋市北区芦辺町三丁目一〇番地
協和建設起業株式会社
代表取締役 鶴飼 誠
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.cheersec.co.jp/rule/electronic-public-notice.html>

令和八年一月二十日

茨城県神栖市矢田部三五五一番地六

相続財産清算人 廣瀬 美幸

代表取締役 中村 祐一

限定承認公告

右被相続人は令和七年十一月死亡し、その後の住所長野県佐久市岩村田四一六七番地三

ミキロードB一〇五

被相続人 死亡 有我 辰夫

右被相続人は令和七年十月十一日死亡し、その後の住所長野県佐久市岩村田四一六七番地三

ミキロードB一〇五

被相続人 死亡 有我 辰夫

右被相続人は令和七年十一月死亡し、その後の住所長野県佐久市岩村田四一六七番地三

ミキロードB一〇五

被相続人 死亡 有我 辰夫

右被相続人は令和七年十月死亡し、その後の住所長野県佐久市岩村田四一六七番地三

ミキロードB一〇五

被相続人 死亡 有我 辰夫

令和八年一月二十日
長野県北佐久郡御代田町大字草越一一七三番地一〇七七Refuge A一〇一
相続財産清算人 有我 一寿

